

[1]. 小選挙区制は問題多過ぎ。

中庸を選べる 3 大政党制をつくる選挙制度を！

小選挙区制は 1996 年に初めて日本で導入された。その導入を受けて鳩山由紀夫、菅直人氏らが集まって初代の民主党が結成された。その大きな理念は「政権交代可能な 2 代政党制」であったが、もはや小選挙区制の欠点が誰の目にも明らかになっていると言えよう。

たとえば小選挙区制導入後の日本の政治状況は、①安倍総理を除き、総理大臣が長く続かない ②民主党政権瓦解後は、2 大政党制というより、安倍内閣による 1 強多弱の状況が続いている ③政治が対立型となり、野党はスキャンダル追求に明け暮れる ④政治家が小粒になった一などの特徴を持つが、これらはすべて小選挙区制による欠点とすることができる。

小選挙区制の数多くの欠点

この小選挙区制は、本当に問題の多い制度で、以下に列記すると、

- ① 衆院の小選挙区制は、4 割の得票率で 7 割以上の議席を得る。小選挙区制はわずかの得票率の差で、政党の獲得議席数が大きく変わるため、有名な話では、93 年のカナダの下院の総選挙で、与党だった進歩保守党が大敗し、改選前の 169 議席がわずか 2 議席になってしまった。
- ② 小選挙区制は「2 大政党制」を無理につくろうとする制度であるため、たえず得票率の差以上に議席数の差が現れる。そのため直後の参議院選では揺り戻し現象が起きやすく、衆参のねじれが生じやすい。
結果として参議院が「政局の場」と化しやすく、国会が立ち往生し、総理が交代する事態となる。
- ③ 小選挙区制では政治家は党中央に対してイエスマンとなりがちである。党中央と違った意見を主張すれば、現職でも公認を外されるだけでなく、刺客を送られるからである。小選挙区制では党執行部に権限が集中するわけで、目先の選挙に勝ち続ければ、「一強多弱」となりやすい。
- ④ 選挙区で絶えず 1 位でないと当選できないため、「選挙で当選した翌日から次の選挙のために活動する」という人が増えている。「1 回生の仕事は次の選

挙に受かることだ」という教えがあるほどで、政治家よりも「選挙家」を多数輩出する。国民もそれを疑問に思わず、当然視するのが小選挙区制である。

- ⑤ 小選挙区制においては、政党は政策で一致する集団というよりは「選挙のための互助会」となりやすい。絶えず「選挙で勝てるか否か」が政策や代表選出の判断基準となる。いわば「選挙のための政党・政策」で、個人でも政党でも「選挙至上主義」になりやすいのが小選挙区制である。
大衆迎合の政策に走りやすく、与野党ともに日本をどちらに導こうという国家観や国益の熟考はなくなるが、これも小選挙区制の弊害である。
- ⑥ 小選挙区制では非妥協・対立型の政治となりやすい。特に野党は、必要だとわかっていても妥協が出来ない。現状の与野党の構成で妥協ができるなら政権交代が必要ないからである。ために小選挙区制では相手を非難する政治ばかりが横行する。国益を考えて法案成立のために妥協するといった本来の政治活動が忘れ去られるのである。
- ⑦ 小選挙区制は同時に「首相を選ぶ選挙」の側面も持つ。この問題も大きく、党代表の人気度が本人の努力以上に影響する。ために候補者がいくら地道な活動をしてしても無駄となりがちで、その結果、候補者は党代表の言動に一喜一憂し、地に足のついた政治活動が軽視される。
- ⑧ 選挙はいつでも時のムードに流されるから、党による公認はマスコミ受けのする人物が公認されがちである。ベテランの大物議員が続々落選するという事態が生じ易く、結果、政治家は「使い捨て、消耗品」となり、小粒で誰もが大衆迎合的な政治家となりやすい。

小選挙区制は、予想以上に大差がついて意外性があり、ゲームとして見れば面白いかも知れない。しかしムードに流れやすく、安定感は無いため、国の政治を任せるには不適格な制度だと言える。

もちろん時には政権交代は必要である。しかし選挙の都度に政権交代の可能性の高い制度も考えものである。小選挙区制は政治家の質を落とすだけでなく、コロコロと内閣と政策が変わる「朝令暮改型国家」となりやすいのである。

中選挙区制の欠点⇒お金がかかり、派閥政治を復活させる！

「小選挙区制は悪い」として、かつて採用していた中選挙区制を復活させる案

が自民党などにはある。

しかし、全国を 130 ほどに分ける中選挙区制では、広すぎて後援会の維持に時間もお金もかかり過ぎる。ために多額の企業献金を当てにして利益誘導に走ったり、お金持ちにすり寄って身も心も売ってしまう。結果として 2 世議員や大宗教団体、官僚出身者が有利な選挙となってしまう。

また、中選挙区にすると、多いところでは 1 つの選挙区から 4~5 人の当選者となり、自民党など、各派閥から候補者を出すことになりかねない。事実、かつて派閥選挙だったのは、1 つの政党から複数の候補者が出たためであり、派閥政治の復活が明らかとなる。

派閥政治には人材の育成という利点はあったが、一方で人事や党総裁選挙は派閥の順送りとなり、議員活動が活性化しない。子分を養うためにお金集めを強いられるのも欠点で、そうした問題点があったために中選挙区制を廃止したことを忘れてはいけない。

政治家本来の役割は、地元の利益代弁や選挙活動にあるのではない。天下国家、国民全般のために政治活動をしてくれなくては困るのである。地元の地盤固めの負担が少なくて済み、政策研究や外交問題にまい進する時間が増えるなら、その方が良いに決まっている。その意味で選挙区は、広すぎるよりは現在程度の狭い方が優れている。

◎選挙区から 2 人当選。比例制を加味した選挙制度を！

議会制民主主義は西洋で発達した。「1 人 1 票」の平等性と公平性を確保したというのは画期的なことであるが、個々バラバラのアトムの個人を前提とするので、100 人いれば 100 の意見、1000 人いれば 1000 の意見がある。それでは意見集約ができないからと政党政治が発達し、欧米で 2 大政党制が定着した。

しかし、2 大政党制は 2 元論の世界であり、ユダヤ教とキリスト教、イスラム教とキリスト教のように非妥協的な戦いになりやすい。互いに信ずる党派が絶対で一番だと、**1 神教的な争いになりやすい**のである。

一方、日本では勝負ごとは、ジャンケンのように 3 つの組み合わせで勝ち負け

を決める。二つの間で対立があれば「ケンカ両成敗」、「中庸をとる」などして、第3の道を探ることが優先される。「三方一両損」も同じで、争いがあれば互いに譲り合い、面子を保てる「第3の道」を探ることが知恵のある解決方法とされる。そういう意味では3元論で、政党では3大政党制がこれに当たる。

実際、グー・チョキ・パーの3つであれば、勝者はいつでも入れ替わる。「三つのうちのどれか1つが、絶えず正しい」とは考えないわけで、1神教的対立とは明らかに異なる。だから連立や妥協も容易で、政党間でも譲り合いの精神が生まれる。もちろん、おかしい連立や野合があれば、その連立から外れた第3党が徹底批判をするから、全体としての良識は保たれるのである。

衆院の3大政党化に合わせて参議院を大幅に減らす

その3大政党制を実現するために、選挙区の数現状の289から計算の便宜上、290とし、一つの選挙区から2名ずつを選ぶ。別に60名ほどを全国比例代表制で選ぶ案が考えられる。

この場合、衆議院は現在の人数より増えてしまうが、参議院は全国比例だけを残して大幅に減らす予定であるから、全体としては減るのである。

参議院が「良識の府」であったのは戦前の貴族院の時代である。戦前は国民の大多数が尋常小学校卒で、大学に行けたのは華族や貴族、資産家の子女などに限られていた。だから「インテリによる良識の府」が別にあって良かったのである。しかし、戦後は高度成長期から大学進学者が大量に増えている。特に小選挙区制導入後は、参議院は衆議院と似た制度になり、「衆議院のカーボンコピー」と呼ばれている。

本来、参議院にいう「良識の府」とは別名「再考の府」と言い、裁判所で2審制をとるようなものである。当然、後の判断が「より高度な判断」として尊重される。

しかし実態は理念とは大きく異なり、参議院は売れなくなった芸能人、プロレスラーやメダリスト、大労組や圧力団体の幹部、さらには衆院落選組の府となっている。

衆院で決めたら一度施行し、その後に再考する

ヒトは一度決めたら実行し、その後に再び考えて行動を修正する。つまり、再考の「間」には「行動・実践」があるべきで、今の参議院のように、衆議院で決めた後、何も実行しないのに再び審議するのは「再考」の名に値しない。「屋上屋の議論、机上の空論」を重ねるだけで、税金と時間の無駄である。

本来は衆議院で決めたら一度施行する。そうして3年後、5年後に見直し、修正するというのが「正しい再考のあり方」である。

民間ではスピードアップが求められる。参院を廃止する案も考えられるが、そのためには憲法改正が必要である。それゆえ当面の措置として、参院を全国比例だけの60名程に減らす。何故60名かと言えば、参議院は2審制の上位、「最高裁判所」に当たる。現実の最高裁は15名の判事でやり繰りしているのだから、その4倍の60名強もあれば充分と考える。つまり、3年ごとの改選で30名ずつを選ぶことになる。

なお、参院にも委員会が衆院と同じほどあるが、人数が少なくなるので廃止するか統合すれば良いと考える。衆院ですでに議論済みだから、それを援用すれば大幅に削減可能と考える。下記に参院削減、衆院拡大による結果を一覧表で示す。

参院削減と衆院拡大による3大政党制

	現 行			参 院 削 減 後					
	選挙区	比 例	計	選挙区	比 例	合計			
衆院	289	176	465	580	60	640			
参院	146	96	242	0	60	60			
計	435	272	707	580	120	700			

◎小選挙区2人・比例代表制のススメ

参議院の廃止を前提に「3大政党制」実現のための詳細を検討する。衆院の選挙区は現状の289から290とし、そこから2名ずつが当選する。その他に全国比例代表制を60名、参院も全国比例60人の議員を選ぶものとする。

現在の衆議院の比例代表並立制では、選挙区で大きく落選した者が比例では当選するという矛盾をもつ。

その欠点を無くし、得票に応じた議席を配分するには、参議院の全国比例代表制を参考にして選挙区を全国1区とし、政党本部がまず名簿掲載順位をつける。その中で同順位の候補者は各人の得票数で優劣をつけるのが良いと考える。

この方式によれば、党本部が是非とも当選してほしい候補者には名簿掲載順位を上によればよいし、同順位の者同士での優劣は、各人の得票数で当落を判断

するから、候補者の努力が反映される。さらに選挙区との重複立候補は無いから、選挙区で落ちた者が当選することはない。小政党にとっても得票数に応じた議席数を確保できるなど、利点は多いと考える。

内閣改造を考えると、国会議員は 600 名以上は必要

国会議員の数はどれだけ必要かという点、与党が政権をになって運営していく場合、各省大臣・副大臣・政務官、それに国会の各委員長を出さなければならぬ。その数はザッと 110～120 人は必要である。さらに任期中に 3 度の内閣改造を考えると、110 人×3 回=330 人で、与党に 330 名以上はいなければならない。与党とは総議席数の過半数以上をとった政党だから、参議院の廃止を前提とすると、総議席数 700 というのは妥当な数字なのである。

これを国会議員が多過ぎるといって参議院を廃止して衆議院定数を 300 のみにすれば、過半数は 151 名。これでは与党として 1 回組閣すれば、残る人材はなくなる。それでは委員会で中身のある議論はできないし、内閣改造をすることもできない。内閣を裏で支える人材もいなくなる。だから国会議員にはある程度の数は必要なのである。

上位2党で独占させないためにも、比例制は必要

次に投票方法は 1 人 2 票制で行ない、1 票は選挙区の候補者に投じ、1 票は全国比例代表区で、政党名又は個人名を書く。

衆議院の比例区は、今は 11 のブロックに分割されている。これを止めて参議院の比例代表区のように全国 1 区にすれば「死に票が無くなる」し、得票率に応じた議席配分が出来る。新しい制度では、できるだけ多くの政党に賛同してもらうためにも、公明党や社民党、共産党など、比例区が得意な政党に配慮して、比例区を全国 1 区にする案をお勧めする。

ここで選挙区だけの選出にせず、比例制での選出を制度として維持することが重要である。

選挙区だけの選挙では、上位 2 位までに入る大政党しか生き残れない可能性がある。たとえば 2 つの大政党がすべての選挙区で 1, 2 位を占めれば、第 3 党が生き残れない。比例代表制の部分がないと、3 大政党制の実現が担保されないのである。逆に比例制を残して小政党が増え過ぎる弊害については、得票率や議員数で政党存続の足切りをすれば済む話である。

上位2党が選挙区を独占するケース

	得票率	衆 院		
		選挙区	比例	合計
A党	40%	290	24	314
B党	30%	290	18	308
C党	20%	0	12	12
D党	10%	0	6	6
合計	100%	580名	60名	640名

この全国比例代表区を維持することにより、全国的な活動をしていた有名人やジャーナリストなどが当選しやすい。選挙区選挙であれば、地域代表としての戦いとなるが、全国規模の有名人やジャーナリストは、特定地域を基盤としないため不利である。全国比例代表制であれば、自分たちの活動範囲の広さを強みにできるから、広範な市民を巻き込んで、選挙が全国的な大イベントとなる。民主主義の実現にとっても結構なことである。

このように比例代表部分を設ければ、選挙区では当選者ゼロであったC党、D党も比例得票数に準じて議席を得ることができる。逆に、これまでの小選挙区制では得票率40%で75%以上の議席を得ることが出来たA党は、選挙区での議席数は50%止まり、衆院全体の獲得議席数も49.37%(=316÷640)と、5割に達しない。得票率40%であるから当然で、より民意を反映するのである。

この制度において、ある政党が単独で衆院の過半数を獲るのは、選挙区300を完全制覇し、かつ全国比例での得票率が50%を超えた場合のみである。あるいは票をうまく割っていくつかの選挙区で2議席を独占した場合であるが、いずれにしろ単独での過半数獲得は相当ハードルが高くなる。

これまでの選挙において1つの政党が全体得票率の50%を超えたことはない。つまり、この制度を導入すれば憲法改正だけでなく、通常の政権維持のためにも絶えず他の政党と連立を組まなければならない。その分、「1院政による暴走」は起きず、チェック機能が働くのである。

このように選挙区だけでなく比例代表の部分があることで、2大政党にとどまらず、3大政党制あるいは「穏健なる多党制」が担保される。1強多弱を許さず、選挙ごとの振れも大き過ぎない制度であると言えよう。

なお、衆議院の現在の議員の椅子の数は622しかない。つまり衆議院の定数を最終的に700とすれば、国会の椅子の数を物理的に78席増やさなければなら

ない。そのために椅子を一回り小さいものにするとか、前に1~2列増やすとかの工夫は必要になる。それでも増設不可能となれば、選挙区を現状の289をベースに計658とし、比例区で数を調整すればよいと考える。

1つの選挙区から2人を当選させることの意義

最近の当選議員を見ると、政党を変わったり無所属になっても選挙区で絶えず1位で当選できるという議員は、衆院で20~30名だろう。しかし2位でも良いとなれば、当選する議員は相当に多くなる。

本稿で紹介する選挙制度では、1つの選挙区から2人ずつが当選する。だから党に反旗をひるがえして離党したとしても、個人として生き残ることができる。

たえず1位でなければ当選できないプレッシャーに比べ、2位でも当選できるという余裕は大きい。その分、政策の勉強に当てられるし、政治家が消耗品で終わらず、寿命が長くなるから、経験豊かな政治家が育つのである。

さらに2位であれ、地域共同体の代表として選出されることが、彼の政治的活動を支える強力な後ろ盾となる。

比例代表の名簿順だけで当選した場合、たんに政党幹部の覚えがめでたくて上の順位に搭載されただけかも知れない。その点、地域共同体からの代表を優先的に扱うというのは、日本的風土に合っている。

また有権者から見ても、自分の選挙区に1人しか当選者がいないのでは、陳情したり、政策提言しようにも限られる。代議士の専門領域が狭かったり、支持する政党が違えば陳情もできないが、地元から2人が当選するのであれば、選択の幅が広がるのである。

もともとが全国260~300という区割りは、江戸時代の藩の数を基礎にしている。つまり何百年も続いてきた日本的政治風土に合っている。その良さを生かして、「対立・非妥協型」の小選挙区制から脱皮すべきなのである。

1人1票の価値の平等性への疑問

ここで選挙制度に係わるいくつかの問題を指摘したい。その1つは「1人1票の価値は平等」だから、選挙区は厳密に人口割りにしなくてはならないという考えである。

しかし、**地方の市町村**では上水道はともかく、下水道が完備していないところさえ数多くある。冬は除雪作業が大変で都会に出るにも鉄道の駅は遠く、バスだって中々来ないというところ一杯ある。

1人1票の価値が平等だというのは西洋的思考である。西洋ではキリスト教や

ユダヤ教の1神教の神と、バラバラのアトムの個人が契約を為す。「神と個人との直接の契約」であるが、近代になって神が相対化された後は、バラバラのアトムの個人だけが残る。つまりアトムの個人をそのままに、契約の対象を「神から国家へ変えた」のが近代市民社会であり、西洋型の民主主義である。

一方、日本では、天皇が「国家建国の父」と称されるように、家族擬制の共同体主義が基本である。その中で国民は「家族や地域共同体の一員」と位置付けられる。

つまり、西洋のアトムの個人主義を前提とする民主主義と、家族的共同体主義を前提とする日本の民主主義は違うのである。だから日本で選挙区の区割りをするなら人口割りではなく地域共同性を重視したものにすべきだし、候補者は地域共同体の代表として出ることが望ましい。

北海道には首都1都3県の71の選挙区より広い選挙区がある

単純に人口で区割りにした結果、北海道には首都圏1都3県の71の選挙区の合計よりもさらに広い選挙区がある。以前の松木謙公氏や武部勤氏を輩出した北海道第12選挙区で、稚内市、網走市、北見市などを中心に14,741 km²もの広さを持つ。この面積は東京、神奈川、埼玉、千葉の1都3県の71の選挙区を合わせた面積(約13,557 km²)よりさらに広い。実に首都圏の平均の広さの77選挙区分の広さがある。これを1人の議員でカバーするというのは、不公平以外の何物でもない。

そんなわけで選挙区の区割りは人口要件だけでなく、市街化区域の面積、さらには地域共同性の3要素を考慮して決めるのが適切と考える。

ちなみに、**選挙区の区割りをするに当たり、裁判所に口を出させないこと**である。選挙区の区割りは3権分立を前提とした国民主権の基礎である。区割りを人口、面積、地域共同性の3つの要素で行うとして、裁判官に地域共同性の有無など判断できるわけがない。だから高度の「統治行為」として司法は介入できないことを、明記すべきなのである。

裁判所に違憲判断をさせれば、彼らは「1人1票の平等性」にこだわる。今の憲法が米国製で、「バラバラのアトムの個人」を前提にした西欧模倣の個人主義をとっているから、そう判断する。しかし日本型民主主義は地域共同体の代表という色彩が濃いから、人口だけでは比較できないのである。

東京や政令指定都市などは、すでに社会インフラは十分に完備し、政治的救済を必要としない。一方、地方は下水道も完備せず、毎年、雪害に悩み、まともに

働ける職場も無いなど、多くの政治的救済を必要としている。

そうした「中央と地方の格差」に配慮しない政治家・政党は、「国家全体・国民全体のことを考えられないエゴイスト、利己主義と批判されても致し方無いのである。